

佐賀市子育て共助推進業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

佐賀市子育て共助推進業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務

別紙「佐賀市子育て共助推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐賀市子育て共助推進業務プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

3 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加者要件

本プロポーザルへ参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、複数企業等による共同事業体も可とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ④ 佐賀県及び佐賀市より指名停止措置又は指名回避措置のいずれも受けていない者であること。
- ⑤ 参加表明の日から過去3月以内に、佐賀市から契約解除されていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しく

- は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 複数提案参加の禁止

提案者は、1つの提案のみとする。

(3) 他の提案者の構成員になることの禁止

既に提案者している者又は提案者の構成員となっている者が、他の提案者の構成員になることはできないものとする。

4 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

20,800,000円

〈詳細〉

- (A) コーディネーターの発掘、育成：7,200,000円
- (B) 交流イベントの実施：6,800,000円
- (C) アプリ導入・運用・保守：6,800,000円

本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。
 なお、上記金額には、令和8年度中にかかる費用等すべてを含むものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある。）

実施内容	期日
公募開始	令和8年7月15日（水）
質問受付期限	令和8年7月21日（火）午後5時まで
質問の回答	令和8年7月27日（月）
参加表明書提出期限	令和8年7月29日（水）午後5時まで
提案書提出期限	令和8年8月10日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年8月19日（水）
結果通知・公表	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月上旬

6 公募の周知方法

市公式ホームページ及びA P P L I C（一般財団法人全国地域情報化推進協会）が運営するwebサイトに掲載

7 質問の受付と回答方法

(1) 提出書類

質問書（様式は任意）による。（連絡先は必ず明記すること。）

(2) 提出方法

電子メールによる（提出先メールアドレス：hoiku@city.saga.lg.jp）

※提出後は当日中に本市から受信確認のメールを送付する。

（３） 回答方法

電子メールにて回答

集約したものの質問回答は、質問者名を伏せて７月２７日（月）（予定）に市公式ホームページで公表する。

※提出期限を過ぎた質問には回答しない。

８ 参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

- ① 参加表明書（様式第１号）
- ② 業務実績表（様式第３号）
- ③ 法人登記全部事項証明書（提出日の３か月以内の写し可）
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
- ⑤ 市区町村税に滞納がないことの証明書
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（別紙）

９ 提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により提案書等を提出すること。

- ① 提案書（様式第２号）
- ② 企画書（自由様式）
 - ・ A４版とし、様式は特に定めないものとする。
 - ・ 仕様書に基づいた提案書とすること。
- ③ 業務実施体制（様式第４号）
- ④ 見積書（様式第５号）及び積算内訳書
 - ・ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。
 - ・ 見積にかかる積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
 - ・ 積算内訳書は、次の項目にかかる金額が分かるよう記載すること。
 - （Ａ）コーディネーターの発掘、育成
 - （Ｂ）交流イベントの実施
 - （Ｃ）アプリ導入・運用・保守

※提出後に辞退する場合は、理由と合わせ、任意様式で辞退届を提出すること。

１０ 提出方法

（１）参加表明書等の提出方法

郵送、持参による。※提出期限までに必着

（２）提案書等の提出方法

メールまたは郵送、持参による。※提出期限までに必着

電子メールアドレス（hoiku@city.saga.lg.jp）

1 1 審査方法等

(1) 審査方法

- ① プレゼンテーションによる審査を行う。
- ② プレゼンテーションは1社につき30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーションは業務実施体制に掲載された者が行うこととする。
- ③ 審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者から3位の提案者の最大3者と得点順に協議し、受託優先交渉権者を選定する。ただし、状況によっては、2位、3位の提案者との交渉を行わない可能性がある。また、受託優先交渉権者との委託内容に関する詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者との詳細協議を行う。
- ④ 提案者が1者のみであっても審査・選定を行う。

(2) 審査結果の通知

- ① 審査結果は全提案者に電子メールで通知するとともに、受託優先交渉権者を佐賀市公式ホームページ上で公表する。
- ② 審査結果及び審査内容に関する異議申立て、質問、説明の請求その他これらに類する申出は受け付けないものとし、提案者は本実施要領に基づきプロポーザルに参加した時点で、これを了承したものとみなす。

1 2 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提案書の提出から契約締結までの間に、3（1）④の措置を受けることとなったとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 3 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者もしくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、佐賀市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。

- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにかかる審査の目的外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルにかかる審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

1 5 事務局（書類の提出先）

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所こども未来部 保育幼稚園課 担当：末崎・瀬上

電話番号：0952-40-7290 FAX：0952-40-7295

E-mail：hoiku@city.saga.lg.jp